工作物
景観形成基準に対する措置状況説明書
一般地域　　高さ 10m 以上の工作物及び高さ 2m 以上の擁壁
（１）規模
①周辺の公園、道路、河川などから見たときに、圧迫感を感じさせないような隣棟間隔を確保し、長大な壁面の工作物は避ける。
記載欄
（２）色彩
①　色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準」（杉並区景観計画 P.96）に定める基準に適合したものとする。
記載欄
②周囲の公園、道路、河川などの主要な眺望点から見たときに、周辺の景観と調和した形態・意匠とする。
記載欄
（３）擁壁
①擁壁は、自然素材などの活用や壁面緑化等を行い、形態・意匠を工夫する。
記載欄
上記以外で特に景観に配慮した事項
記載欄